

体育館・多目的体育室 団体登録について

団体登録を行う際は、市関係条例および規則等を遵守し、下記の事項についてもご承知ください。

記

■同じ団体内で複数の登録はできません

□1 団体で持てる ID は 1 つです。(人数の多少に関係しません。)

□曜日・クラス・施設等を分けての団体の細分化は認められません。

※同じ団体名でも活動実態が異なる場合は、団体名の後に「男子」「女子」「小学生」「中学生」などを明記し登録することができます。ただし、分けた団体との合同練習が常態化されている場合などは同一団体と見なします。

※同様に代表者や使用料納付者が複数の団体と兼ねている場合も、活動実態を確認させていただき、同一団体と判断した場合、ID 番号の付与を一時停止するとともに利用をお断りすることがあります。

■申請書や登録名簿は正しく記入してください

□登録名簿に記載されているメンバーが実際の使用者となります。

□「小中学生」「60 歳以上」「市内」等の申請内容に見合った使用をしてください。

※使用当日、申請と異なる場合は、窓口への申し出をお願いします。使用実態に応じた料金をお支払いいただきます。なお、申請と異なる場合が常態化している場合は、登録の変更をお願いします。

□10 名に満たない人数での活動が常態化している場合、ID 番号の停止などの措置を行うことがあります。

■営利目的には使用できません

□公共施設としての設置目的を踏まえ、適正な使用をしてください。

□決算書等の提出を求める場合があります。

■抽選で得た権利を他の団体に譲ることはできません

□体育館の使用許可は、抽選等により決定した登録団体に与えられます。当日の使用団体が抽選等により決定した団体と異なる場合は譲渡にあたります。

※使用申込後（抽選当選後等）にキャンセルを繰り返し、キャンセル後に関連団体等が使用申込を行う行為が確認された場合、譲渡と見なします。

市関係条例および規則に違反した場合、また上記の事項について反する場合は、ID 番号の停止などの措置を行うことがあります。